

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

2 国の取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。

さらに、平成20年の感染症法及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は人口10万人に対して0.16人と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、

一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられたことを踏まえ、病原性が高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。また、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を平成25年6月に作成した。

3 板橋区の行動計画の作成

板橋区（以下「区」という。）では、国や東京都（以下「都」という。）の行動計画を踏まえ、平成22年9月に「板橋区新型インフルエンザ対応指針」を改定し、また、平成22年11月に「板橋区業務継続計画【新型インフルエンザ編】」（以下、「業務継続計画」という。）を作成し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、政府行動計画及び「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年11月作成）」（以下「都行動計画」という。）が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、区が既に作成してきた指針等を一本化し、特措法第8条に基づき、新たな行動計画として「東京都板橋区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「区行動計画」という。）の作成を行うものである。

本行動計画は、特措法に基づき、区の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び区が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に修正を行うものとする。

新型インフルエンザとは

新型インフルエンザウイルスとは、鳥や動物のインフルエンザウイルスが人に感染し、人から人へと効率よく感染できるように変化したもので、このウイルスが感染して起こる病気が新型インフルエンザである。20世紀では大正7年（1918年）に発生したスペインかぜ（インフルエンザ）の大流行が最大で、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡している。また、昭和32年（1957年）にはアジアかぜ（インフルエンザ）が流行した。

近年、東南アジアや中国を中心に鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）が流行しており、このウイルスが人に感染し、死亡する例も報告されている。このような致死率の高い鳥インフルエンザのウイルスが変異することにより、人から人へ感染する能力を獲得する危険性がある。

○ 感染症法における新型インフルエンザの定義（第6条第7項）

新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいう。

○ 新型インフルエンザと通常のインフルエンザの違い

通常の季節性インフルエンザは、北半球では毎年冬季に流行するが、新型インフルエンザは数十年に一度の頻度で出現し、流行の季節は冬とは限らない。毎冬流行しているA/H1N1（ソ連型）ウイルス、A/H3N2（香港型）ウイルス、B型ウイルスは、人に完全に適応していて、近い関係を保っており、基礎疾患の存在や高齢などの要因が無ければ感染した人を死に至らしめるほどの高い病原性はない。しかし、新型インフルエンザは、健常な若年成人を死に至らしめる可能性がある。

通常のインフルエンザに対しては、これまでに感染したことのある人が多く、基礎免疫を持っていることから、たとえ感染して症状が出てもほとんどの人は数日で回復する。しかし、新型インフルエンザの出現当初は、世界中の全ての人がこのウイルスに対する免疫力を持っていないため大流行が起き、症状も重症化することが予想される。

また、通常のインフルエンザの場合は、既にワクチンが開発されており、流行前に使用可能だが、新型インフルエンザの場合は、実際にウイルスが出現してからの製造に入るのので、一般的に6か月を要し、早期には間に合わない。

第 1 章 基本的な方針

1 計画の基本的考え方

(1) 根拠

本行動計画は、特措法第 8 条の規定に基づき作成する計画である。

(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

- ① 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ② 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(3) 計画の基本的考え方

本行動計画は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、区、指定（地方）公共機関、医療機関、事業者及び区民等の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

加えて、区の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。

(4) 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

(5) 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、医療関係団体、事業者団体、関係機関、保健所等からなる「板橋区健康危機管理対策連絡会議」に意見を聴いたうえで行う。

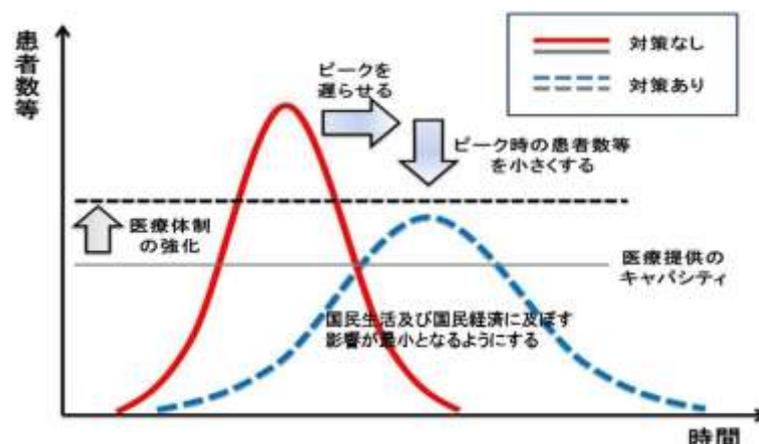
2 対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
- 2 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、区民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
 - 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
 - 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本行動計画の作成に当たっては、有効な対策を考えるうえで、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を使用するが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を作成するに際しては、都行動計画を参考に、人口が集中する東京の特性を考慮し、区民の約30%が罹患するものとして流行予測を行った。現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定するものである。

○ 区と都の被害想定

・人口の30%が罹患すると想定（国の想定は25%）

| | | 区 | 都 |
|-------------|-------------|----------|------------|
| 患者数（外来受診者数） | | 162,000人 | 3,785,000人 |
| 入院患者数 | | 12,500人 | 291,200人 |
| 死亡者数 | | 600人 | 14,100人 |
| ピーク時 | 1日最大新規外来患者数 | 2,100人 | 49,300人 |
| | 1日最大患者数 | 16,000人 | 373,200人 |
| | 1日最大新規入院患者数 | 160人 | 3,800人 |
| | 1日最大必要病床数 | 1,100床 | 26,500床 |

健康被害については、罹患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害予測を行った。入院患者数は、国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考に、死亡割合はアメリカでのアジアかぜの死亡率を参考に算出している。

新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により、その流行規模や被害想定は異なるため完全に予測することは困難であるが、本行動計画では、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザが発生した場合に対応できる取組を基本にしつつ、今後新たに発生する様々な病原性、感染力の新型インフルエンザに弾力的に対応できる取組を明示している。

そのほか、社会・経済的な影響としては、従業員本人や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算定した。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じて講じるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画で定める未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期及び小康期の区分にあわせた6区分とする。名称は、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期とする。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なる。このため、患者の接触歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを3つのステージにさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

発生段階の移行については、新型インフルエンザ等の特性を考慮し都区一体で対応する必要があるため、都が決定した発生段階に基づき移行することとする。

なお、政府対策本部が都を対象に新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合には、東京都板橋区新型インフルエンザ等対策本部（以下「区対策本部」という。）（本部長：区長）において、緊急事態宣言時に実施する措置を決定する。

＜新型インフルエンザ等の発生段階＞

| 政府行動計画 | | 都行動計画 | 区行動計画 | 状態 |
|--------|--------|--------|-------------------------------|--|
| 国 | 地方 | | | |
| 未発生期 | | 未発生期 | 未発生期 | 新型インフルエンザ等が発生していない状態 |
| 海外発生期 | | 海外発生期 | 海外発生期 | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 |
| 国内発生早期 | 地域未発生期 | 国内発生早期 | 国内発生早期 | 国内で患者が発生しているが、都内では患者が発生していない状態 |
| | 地域発生早期 | 都内発生早期 | 都内発生早期 | 都内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 |
| 国内感染期 | 地域感染期 | 都内感染期 | ＜医療体制＞ 第一ステージ (通常の院内体制) | 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態 |
| | | | 第二ステージ (院内体制の強化) | 流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態 |
| | | | 第三ステージ (緊急体制) | 流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態 |
| 小康期 | | 小康期 | 小康期 | 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 |

5 対策実施上の留意点

国、都及び指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、区内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、都が実施する医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校等の使用制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡し等について協力するにあたり、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

区対策本部と東京都新型インフルエンザ等対策本部(以下「都対策本部」という。)とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。区対策本部長から都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請した場合には、都対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要に応じて速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、区対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

なお、記録の公表に際しては、板橋区個人情報保護条例等に留意する。

第2章 国、都、区等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、区、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者、区民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力で推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

(2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 区

平常時には、区行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整など、発生時に備えた準備を進める。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、区行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備などの対策を推進する。

発生時には、国、都及び区等と相互に連携協力し、区民生活が維持できるような医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は区民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染拡大防止のための措置の徹底に努める。

(8) 区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や区等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制

平常時には、板橋区健康危機管理対策連絡会議を設置し、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

発生時の体制は、特措法により緊急事態宣言がされたときは、直ちに区対策本部を設置することとされた。このため、東京都板橋区新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年東京都板橋区条例第10号）及び東京都板橋区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年東京都板橋区規則第54号）を制定し、全庁をあげた実施体制を整備した。

なお、緊急事態宣言がされない場合であっても、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認されるなどの状況に応じて、区対策本部を設置し、情報の共有を図るとともに、必要な対策を講じる。

（1）区対策本部の構成

① 組織及び職員

- 本部長は区長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- 副本部長は副区長、教育長、常勤の監査委員及び危機管理室長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 本部員は、東京都板橋区組織規則（昭和46年板橋区規則第5号）第8条第1項に規定する部長、会計管理者、保健所長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長、広聴広報課長、防災危機管理課長、健康推進課長、生活衛生課長及び予防対策課長をもって充て、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、その職員は区長が任命する。

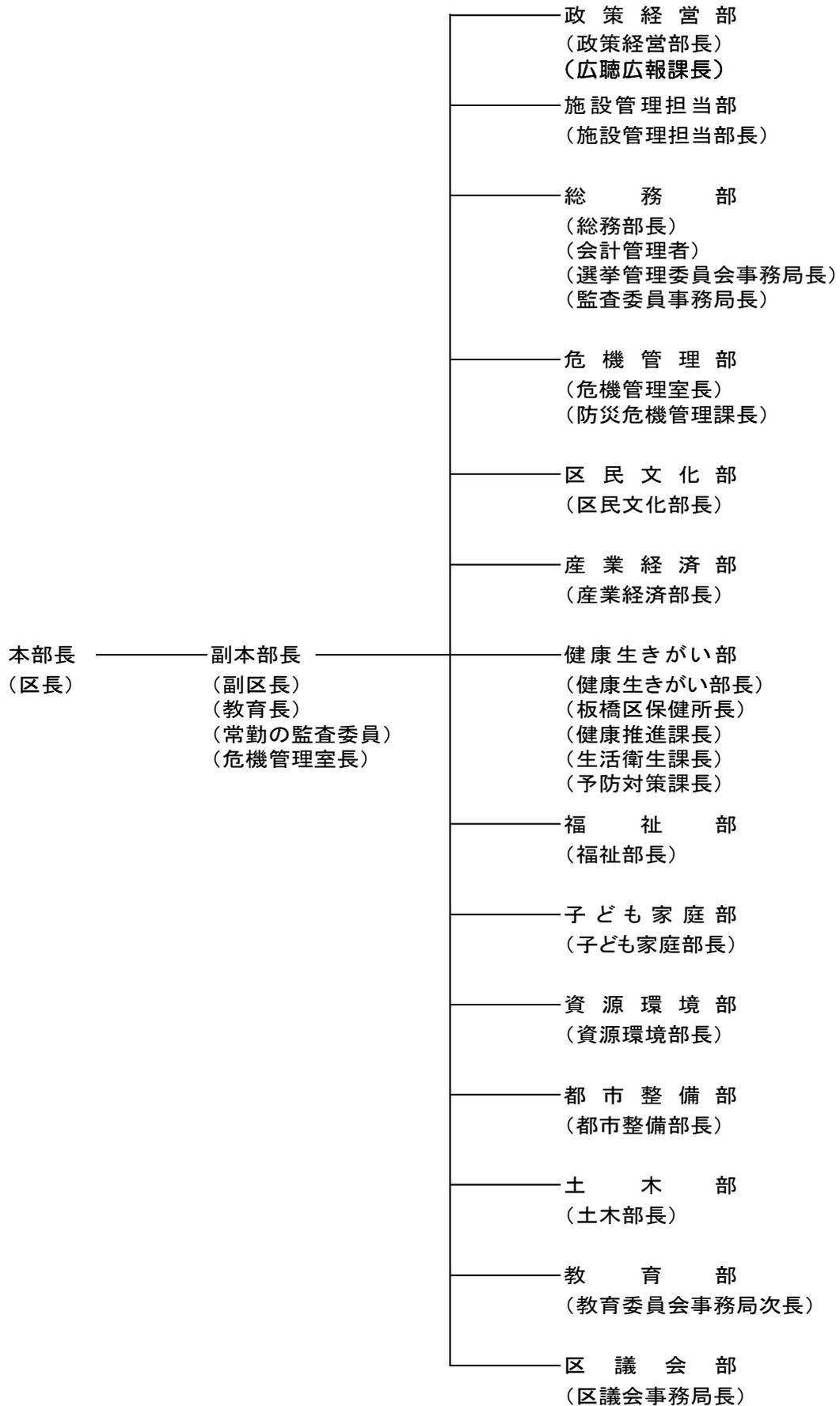
② 会議

- 本部長は本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ本部の会議を招集する。

③ 部

- 本部長は本部に部を置くことができ、部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たり、部の事務を掌理する。

<区対策本部の構成>



<各部の主な役割>

| 担当部署 | 主な役割 |
|---------|--|
| 政策経営部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策関係の予算に関する事。 ・ 区民及び報道機関への情報提供等に関する事。 ・ 区民からの情報の収集及び管理に関する事。 ・ 区の情報システムの維持に関する事。(主管課導入システムを除く。) ・ 所管施設の感染予防等に関する事。 ・ 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関する事。 |
| 施設管理担当部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所来庁者の感染予防等に関する事。 ・ 所管施設の感染予防等に関する事。 ・ 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関する事。 |
| 総務部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の感染予防等に関する事。 ・ 職員の予防接種の実施に関する事。 ・ 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関する事。 |
| 危機管理部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部に関する事。 ・ 各部との連絡調整に関する事。 ・ 医療体制の確保に関する事。(健康生きがい部に属するものを除く。) ・ 関係機関との連絡調整に関する事。(健康生きがい部に属するものを除く。) |
| 区民文化部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人への情報提供及び支援に関する事。 ・ 所管施設の感染予防等に関する事。 ・ 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関する事。 |
| 産業経済部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対応緊急融資及び相談に関する事。 ・ 所管施設の感染予防等に関する事。 ・ 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関する事。 |
| 健康生きがい部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等発生状況の把握に関する事。 ・ 感染予防策等の広報に関する事。 ・ 区民、医療機関等からの相談に関する事。 ・ 医療体制の確保に関する事。 ・ 新型インフルエンザ等ウイルスの検査に関する事。 ・ 予防接種に係る調整及び支援に関する事。 ・ 抗インフルエンザウイルス薬の確保等に関する事。 ・ 関係機関との連絡調整に関する事。 ・ 所管施設の感染予防等に関する事。 ・ 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に関する事。 |

| 担当部署 | 主な役割 |
|--------|---|
| 福祉部 | <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等の感染予防等に関すること。 ・所管施設の感染予防等に関すること。 ・新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。 |
| 子ども家庭部 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童館、学童クラブ、保育園及びその他所管施設の感染予防等に関すること。 ・新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。 |
| 資源環境部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出方法、排出抑制等の周知に関すること。 ・ごみ及び資源の回収並びに処理時における感染予防に関すること。 ・所管施設の感染予防等に関すること。 ・新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。 |
| 都市整備部 | <ul style="list-style-type: none"> ・区営住宅等の入居者の感染予防等に関すること。 ・新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。 |
| 土木部 | <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数が利用する所管建物の感染予防等に関すること。 ・新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。 |
| 教育部 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校、幼稚園及びその他所管施設の感染予防等に関すること。 ・新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。 |
| 区議会部 | <ul style="list-style-type: none"> ・区議会議員等への情報提供及び罹患確認に関すること。 ・新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。 |

(2) 区の危機管理体制

新型インフルエンザ等の発生段階に応じ、区の危機管理体制は、発生段階に基づき、以下のとおりとする。

① 健康危機監視体制（未発生期）

ア 保健所が中心となり、国や都と情報交換を密に行い、海外で発生した新型インフルエンザ等の情報をいち早くとらえることのできる体制を整備するとともに、新型インフルエンザ等の発生に備えた対応の確認と準備を行う。

イ 各部は新型インフルエンザ等の発生に備え、所管する事務事業について、継続すべきもの、中断すべきものの整理を行い、発生状況に応じて継続すべき業務の優先順位や必要人員の動員計画を定める。

② 区対策本部体制又は健康危機管理体制（海外発生期）

ア 新型インフルエンザ等が海外で発生し、政府対策本部及び都対策本部が設置されたときは、区対策本部を設置し、区行動計画に基づき各部に対して感染拡大を防止するために必要な対策を講じるよう指示を行う。

なお、国の緊急事態宣言がされる前は区独自の対策本部となり、緊急事態宣言がされた後は特措法に基づく対策本部の位置付けとなる。

イ 政府対策本部が設置されない段階においては、保健所長は、「板橋区健康危機管理対策基本指針」に基づく「健康危機管理対策幹事会」を開催し、当面の対応について協議する。また、必要に応じて区の医療体制や防疫体制等について協議するため「板橋区健康危機管理対策連絡会議」を開催する。

③ 区対策本部体制（国内発生早期～小康期）

区対策本部の解散は、流行終息期の都知事の「終息宣言」を契機とする。

○発生段階と危機管理体制

| 発生段階 | 危機管理体制 |
|--------|-------------------|
| 未発生期 | 健康危機監視体制 |
| 海外発生期 | 区対策本部体制又は健康危機管理体制 |
| 国内発生早期 | 区対策本部体制 |
| 都内発生早期 | |
| 都内感染期 | |
| 小康期 | |

第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」及び「区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、

- (1) サーベイランス・情報収集、(2) 情報提供・共有、(3) 区民相談、(4) 感染拡大防止、
(5) 予防接種、(6) 医療、(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

の7つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

1 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施したうえで、その結果を評価することが大切である。そのためには、サーベイランス体制を確立し、都と連携して情報を速やかに収集・分析することが重要である。

海外で発生した段階から国内・都内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析を行う。

国内・都内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、都の判断により重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

2 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区、医療機関等、事業者及び区民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることができるためには、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

(1) 情報提供手段の確保

区民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、わかりやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 区民・事業者への普及啓発・情報提供

① 平常時の普及啓発

未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、区民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となる。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における患者への誹謗中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もが罹患する可能性があり患者やその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

そのため、リーフレット、ホームページ、ツイッター等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合は、区からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染」と「接触感染」であり、その予防には手洗い、マスク着用、咳エチケット等が有効な対策である。

② 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、都内（区内）における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診や不要不急の場合は自力受診を行うなど救急車の適正利用の再徹底について、報道機関の協力やホームページ、ツイッター等への掲載により、迅速に情報提供する。

③ 報道発表

区対策本部設置後は、新型インフルエンザ等への対策に係るプレス発表を「板橋区新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理する。

また、区全体の対応をわかりやすくするため、板橋区ホームページのトップページにも本部報を再掲し、情報を集約する。

(3) 医療機関等との連携

平常時から感染症ネットワーク会議等を活用して、感染症指定医療機関（※1）や感染症診療協力医療機関（※2）との緊急時情報連絡体制を構築する。

※1 感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関

※2 感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む。）

3 区民相談

(1) 健康相談

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、区民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに「新型インフルエンザ相談センター」（以下、「相談センター」という。）を設置する。海外発生期から都内発生早期までは、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、保健所の開庁時間は保健所に設置し、夜間・休日においても、都が提供する場所において都区市共同の相談センターを設置し24時間対応する。都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は終了し、保健医療に関する一般相談に対応する。

流行のピークを超え、小康期に入った段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的な対応をとる。

(2) その他の対応

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人とが対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。そのため、学校の臨時休校をはじめ、区民や事業者に対し、集会等の自粛を呼び掛ける。

4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ低くし、なおかつ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の患者数等を最小限にとどめ、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせて、発生段階ごとに実施する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

○感染拡大防止策の協力依頼

- ① 区民及び事業者への感染予防の呼び掛け
- ② 区の施設及び催物における感染拡大防止策を実施
- ③ 区の関連団体、委託業者への同様の取組を依頼
- ④ 事業者へ感染拡大防止策への協力を依頼

(1) 個人対策

個人における対策については、国内発生早期の段階から、手洗い、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けること等の基本的な感染予防策を実践するよう促す。

都内感染期までは、保健所は、感染の疑いのある方に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び感染を広げないための保健指導等を行う。

また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

(2) 施設対策

① 学校

学校については、児童や生徒の集団発生の可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感などの症状があれば、登校しないなどについて、注意喚起することが重要である。また、児童・生徒が手洗い、マスク着用、咳エチケット等、基本的な感染予防策を実践することも重要である。

集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。さらに、感染が拡大し区内で流行した場合、新型インフルエンザ等の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての学校の閉鎖について検討する。

② 幼稚園・保育施設等

幼稚園及び保育施設等については、園児の集団発生の可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感などの症状があれば、登園しないなどについて、注意喚起することが重要である。また、園児が手洗い、マスク着用、咳エチケット等、基本的な感染予防策を実践することも重要である。

集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、園児の健康観察、必要に応じて臨時休園などの措置を講じる。

③ 高齢者・障がい者等の社会福祉施設

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図る。

5 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

特定接種の対象となる登録事業者、国家公務員及び地方公務員並びにその接種順位については、国が基本的な考え方を提示しているが、実施にあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、決定することとなっている。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

なお、特定接種は原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

(3) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言がされた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言がされていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、区を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

区民に対する予防接種は、以下の国の接種順位の考え方から国が順位を決定し、区はその順位に基づき区民に対する予防接種を行う。

<国の接種順位の考え方>

接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

| | |
|-----------|--|
| 医学的ハイリスク者 | 呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 ・基礎疾患を有する者 ・妊婦 |
| 小児 | （1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。） |
| 成人・若年者 | 医学的ハイリスク者、小児、高齢者以外の者 |
| 高齢者 | ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者） |

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされた場合、国民生活及び経済活動に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、次のような基本的な考え方を踏まえ国が決定する。

- 1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
 - 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
 - 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
 - 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

- 2) 将来を守ることに重点を置いた考え方
 - 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
 - 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

- 3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
 - 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
 - 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

- 4) 留意点
危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

6 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増加が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、区民は感染したときに必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要がある。

(2) 医療提供体制

① 海外発生期から都内発生早期

この段階は感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等に罹患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療・調剤を行うための準備を行う期間にもなる。

新型インフルエンザ患者発生時には、相談センターから振り分けられた新型インフルエンザの罹患が疑われる患者を、都や区があらかじめ指定する新型インフルエンザ専門外来（以下、「専門外来」という。）で診察する。専門外来で採取した患者の検体は保健所が東京都健康安全研究センターに運び、ウイルス検査が行われる。検査結果は、保健所を通して専門外来に伝えられる。専門外来は、診察から検査結果が判明するまでの経過観察を行う。

保健所は、新型インフルエンザ等患者について、重症度にかかわらず感染症指定医療機関への入院勧告を行う。ウイルス検査の結果が陰性であった患者については専門外来において、重症度によって入院又は自宅療養の判断を行う。

なお、新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者が、相談センターを介さずに、直接、一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、専門外来に指定されない一般医療機関等においても、都内感染期には、新型インフルエンザ等の患者に対し医療の提供を行うことを念頭におき、新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関等における院内感染防止対策を検討しておく。

②都内感染期

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された患者についても、通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関において受入れることとなる。

区は、発生段階に応じた医療機関等の役割分担や受診方法等について区民をはじめ関係機関に周知する。

○新型インフルエンザ専門外来の考え方

| | 都内発生早期まで | 都内感染期から |
|----------|---------------------------------|--------------------------|
| 想定される期間 | 数週間～数か月 | 廃止 |
| 主たる目的 | 新型インフルエンザ患者とそれ以外の患者との振り分け | |
| 電話連絡の必要性 | 相談センターへ電話相談した後に、専門外来へ電話連絡してから受診 | 相談センターを介さずに直接医療機関に連絡して受診 |

7 区民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約8週間程度続くと言われてるように、新型インフルエンザ等が発生したときは、多くの区民が罹患し、また、本人や家族の罹患等により、区民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招く恐れがある。

そのため、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、都、区、医療機関等、事業者及び区民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には相互に協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 板橋区業務継続計画【新型インフルエンザ編】

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等の発生を想定し、業務継続計画により、事業継続に不可欠な重要業務や職員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが必要である。

新型インフルエンザ等発生時は、職場における感染予防を実施しまん延防止に努めるとともに、業務継続計画を実行し、それに応じた活動を維持する。

(2) 社会的弱者への生活支援

新型インフルエンザ等の流行により生産、物流の停滞等により、食料品・生活必需品等の入手が困難になる可能性もある。そのため、新型インフルエンザ等対策においては、孤立化し、生活に支障をきたす恐れがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への支援体制の整備が求められている。

区では、対象世帯を把握するとともに、都内感染期において、必要な生活支援等ができるよう必要な物資の確保や搬送方法をあらかじめ検討する。

また、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障がい福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える連絡体制を構築する。

(3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、相談窓口を設置する。

また、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。

さらに、許認可等の申請期限の延長の特例措置が実施された場合は、適切に対応する。

(4) 遺体に対する適切な対応

墓地、埋葬等に関する法律（墓埋法）の第3条では24時間以内の埋火葬の禁止を規定しているが、感染症法第30条第3項において、規定の特例として、新型インフルエンザによって死亡した者については、感染防止の観点から24時間以内の埋火葬が認められている。また、感染症法第30条第2項において、このような病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある遺体は原則として火葬することとされている。

そのため、まん延期において、死亡者が多数に上った場合も、速やかに火葬を行うことの出来る体制をあらかじめ整備しておくことが必要となる。

区で発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき、「死亡診断書」により迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、震災等で予定されている場所を遺体収容所とし、迅速に埋火葬を行う。

第4章 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

1 未発生期

<未発生期の状況>

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

<対策の目的>

発生に備えて体制の整備を行うとともに、発生時の対応の周知を図る。

<対策の考え方>

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、区行動計画等を踏まえ、国・都及び関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

<主要7項目の個別の対策>

- | | | | |
|---|------------------|-----|-----|
| 1 | サーベイランス・情報収集 | ・・・ | 29頁 |
| 2 | 情報提供・共有 | ・・・ | 30頁 |
| 3 | 区民相談 | ・・・ | 31頁 |
| 4 | 感染拡大防止 | ・・・ | 31頁 |
| 5 | 予防接種 | ・・・ | 32頁 |
| 6 | 医療 | ・・・ | 33頁 |
| 7 | 区民生活及び経済活動の安定の確保 | ・・・ | 34頁 |

(1) サーベイランス・情報収集

<平常時（新型インフルエンザ発生前）から実施するサーベイランス >

- 平常時からインフルエンザに関する各種サーベイランスを実施し、情報の解析・集積を行う。新型インフルエンザが発生した際には、平常時のデータと比較し分析する。

- 平常時、通年実施するサーベイランスは以下のとおり
 - ① インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）

都・各保健所及び都内インフルエンザ定点医療機関（419医療機関（平成25年4月現在））と連携し、感染症法に基づくインフルエンザ定点サーベイランスを実施する。

 - ② ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス）

都・各保健所及び都内病原体定点医療機関（41医療機関（平成25年4月現在））と連携し、感染症法に基づくウイルスサーベイランスを実施する。

 - ③ インフルエンザ様疾患発生報告（学校等）/感染症等集団発生時報告（社会福祉施設）

都及び関係部署等と連携し、学校、幼稚園及び保育施設におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業実施の状況を把握する。

保健所は、厚生労働省の通知（平成17年2月22日付）に基づき社会福祉施設における感染症等の集団発生報告を受ける。都は、保健所からの報告により社会福祉施設におけるインフルエンザ様疾患の集団発生状況を把握する。

<情報収集>

- 国、都及び関係機関等から新型インフルエンザ等の対策や医療に関する情報を収集する。

- 国、都及び関係機関等から鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルス情報を収集する。

(2) 情報提供・共有

① 区民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等についての正しい知識などの基本的な情報と、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の標準的な予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。また、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため情報提供体制を構築する。

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報については、区のホームページやツイッターなどの複数の広報媒体により、新型インフルエンザ等の基本的知識や手洗い、マスク着用、咳エチケット等の感染予防策について、普及啓発を行う。
- 新型インフルエンザの感染様式（飛沫感染及び接触感染）と感染予防策を周知し、発生した場合は、都や区からの情報に従って医療機関を受診することを事前に周知するとともに、手洗い、マスク着用、咳エチケット等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。
- 新型インフルエンザ等の発生時は区民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は必要に応じて特措法に基づき不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。
- 海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況や予防策等の情報提供を行う。
- 高齢者や外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、区の広報媒体、メディアの活用及び都と連携した広報の実施方法について事前に検討し、広報体制を整備する。

② 関係機関等への情報提供

新型インフルエンザ等の発生時に関係機関と連携し、統一的な対応を図れるよう連絡体制を整備する。

- 保健所において、地域の関係機関による健康危機管理に関する「板橋区健康危機管理対策連絡会議」を定期的開催し、情報共有を図るとともに、情報連絡体制を整備する。

(3) 区民相談

発生段階に応じた相談体制について事前に検討し、準備を行う。

- 生活福祉等の多様な区民からの相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について事前に検討し、必要な準備を行う。
- 相談センターの運営体制について事前に検討し、必要な準備を行う。

(4) 感染拡大防止

手洗い、マスク着用、咳エチケット等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

<対策実施のための準備>

- 手洗い、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を図る。
- 学校、幼稚園、保育施設等については、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の徹底など感染予防策について周知する。
- 各発生段階における個人や事業者に対する感染拡大防止策の実施内容について、具体的な手順を定め、区民、事業者に周知し、理解を求める。
- 政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、国の基本的対処方針や専門家の意見を踏まえ、区民に外出自粛を要請したり、事業者に施設や催物の制限又は停止の要請等を行う場合もあることを周知し、理解を求める。
- 衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の在庫等の状況及び有効期限を把握する体制を整える。

(5) 予防接種

① ワクチンの供給体制

都内においてワクチンを円滑に供給できる体制を国及び都が構築する。

- 国は、必要な地域にワクチンを円滑に供給でき、また、地域的な偏在が生じないよう流通体制を構築する。
- 都は、国から要請があった場合に備えて、関係者の意見を踏まえ、都内においてワクチンを円滑に供給できる体制を構築する。

② 特定接種

国の協力依頼に基づき、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築に協力する。

- 特定接種対象業務に従事する区職員の接種体制を構築する。
- 国及び都が実施する登録事業者の登録業務について協力する。
- 登録事業者が自ら接種体制を構築することが困難な場合には、国及び都が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

③ 住民接種

特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、区内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制を構築する。

- 国及び都の技術的な支援を得ながら、円滑な接種の実施のために、区市町村間で広域的な協定を締結するなど、板橋区以外の区市町村における接種を可能にするよう努める。
- 速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(6) 医療

① 地域医療体制の整備等

新型インフルエンザ等の発生に備え、地域における医療提供体制の整備等を促進する。

- 新型インフルエンザ等の患者に対する医療に関して、感染症地域医療体制ブロック協議会や感染症ネットワーク会議等を活用し、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受入れにおける連携等、地域における医療確保計画を作成するなど、都が実施する医療体制の整備に協力する。
- 都が行う入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数等の把握に協力する。
- 都内感染期には医療従事者が不足することが想定されるため、医師会と連携し、軽症者をできる限り地域の中核的医療機関以外の医療機関で診療する、または、地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医療従事者が協力する等、地域全体で医療体制が確保されるよう協力を依頼する。

② 専門外来

都及び区は、海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う専門外来を設置するための必要な整備を行う。

- 地域の実情や必要性に応じ、都が指定する感染症診療協力医療機関の他に、専門外来を担う医療機関（休日夜間診療所等も含む。）をあらかじめ指定し、必要な整備を行う。

③ 一般医療機関等

内科・小児科等、通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての一般医療機関等は、平常時から院内感染防止への備えが必要である。そのため、あらかじめ、受付、待合室、外来、病棟などにおいて、一般の患者と発熱している患者の動線等を分離可能なものとしておくなど、新型インフルエンザ等の院内感染防止のための体制を整備しておくとともに、個人防護具（PPE）など必要な医療資器材の備蓄を行っておく。

また、増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関等の特性や規模に応じた医療等を継続して提供するための業務継続計画（BCP）を作成する必要がある。

- 全ての一般医療機関等において院内感染防止対策が進むよう、都と連携して支援する。また、新型インフルエンザ等に関する知見等の情報提供を行う。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

高齢者、障がい者等の要援護者や火葬能力等について、事前に把握、検討し、新型インフルエンザ等の発生時の区民生活の安定の確保のため、準備を行う。

- 高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握を行うとともに、その具体的手続きについて検討・調整する。
- 都と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

2 海外発生期

<海外発生期の状況>

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

<対策の目的>

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内（区内）発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 都内（区内）発生に備えて体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して、対応する。
- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 患者を早期に発見できるよう、都内（区内）のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内（区内）で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関等、事業者及び区民に準備を促す。
- 5 国が検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努めている間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、医薬品提供体制の確立、区民生活及び経済活動の安定のための準備、ワクチンの接種体制の構築等、都内（区内）発生に備えた体制整備を急ぐ。

<主要7項目の個別の対策>

- | | | | |
|---|------------------|-----|-----|
| 1 | サーベイランス・情報収集 | ・・・ | 36頁 |
| 2 | 情報提供・共有 | ・・・ | 36頁 |
| 3 | 区民相談 | ・・・ | 37頁 |
| 4 | 感染拡大防止 | ・・・ | 38頁 |
| 5 | 予防接種 | ・・・ | 39頁 |
| 6 | 医療 | ・・・ | 40頁 |
| 7 | 区民生活及び経済活動の安定の確保 | ・・・ | 40頁 |

(1) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等の感染拡大をできる限り遅らせるとともに、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、帰国者や接触者以外の患者を早期探知するため、学校、幼稚園、保育施設等における集団発生の探知を強化することが重要である。

このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。

- 東京感染症アラートに基づき、感染症アラートの検査基準に該当する、新型インフルエンザが疑われる患者の全数をウイルス検査するとともに、ウイルス検査を伴うクラスター（集団発生）サーベイランスを実施する。
- 新型インフルエンザ等の海外での発生状況等についての詳細な情報を入手・分析するとともに、感染症指定医療機関、保健所等の関係機関を結ぶ感染症健康危機管理情報ネットワークシステムを活用し、新型インフルエンザ等の情報を迅速・効率的に共有する。

(2) 情報提供・共有

① 区民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。

- 政府対策本部及び都対策本部の設置後、速やかに、区対策本部を設置し、新型インフルエンザ等の発生並びに発生国への渡航者、発生国からの帰国者への注意喚起及び区民への感染予防策の励行を呼び掛ける。
また、個人レベルでの感染予防策や、新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順等についての周知を強化する。
さらに、発生状況などWHOや国の最新情報を、区のホームページやツイッターなどの広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、区民や事業者に情報提供し、発生国への渡航者や発生国からの帰国者に注意喚起を行う。
- 区の報道発表を「板橋区新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理し、都及び区全体の対応をわかりやすくするため、区ホームページにも本部報を再掲し、情報を集約する。

- 事業者に対しては、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、必要に応じて特措法に基づき施設の使用制限や催物の開催制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。
- 外国人に対しては、(公財)板橋区文化・国際交流財団や民間等の協力を得て、情報提供する。
- 高齢者や障がい者等に対しては、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。

② 関係機関への情報提供

- 医療機関等の関係機関に対し、迅速に最新情報を提供するとともに、国内発生後の対応策について協力を依頼する。

(3) 区民相談

海外において新型インフルエンザが発生した段階で、相談センターを速やかに開設する。相談センターでは、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

また、夜間・休日においても、都区市の保健所が共同で相談センターを設置し、専門外来の案内などの相談対応を行う。

- 相談センターを設置する。夜間・休日の保健所閉庁時間帯においては、都区市の保健所共同の相談センターを設置し、当初は各保健所から派遣された職員が輪番で対応する。
- 区民に対し相談センターの周知を徹底する。特に、海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者が相談センターを介さずに直接一般医療機関を受診することがないように、相談センターの役割を含め、専門外来へつなげる受診方法について、迅速かつ的確に周知する。

(4) 感染拡大防止

区民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。

学校については、区内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。

<感染拡大防止策の準備>

- 保健所は、都内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。
- 区立学校については、学校における手洗い、マスク着用、咳エチケット等の徹底など感染予防策について注意喚起を行う。都内（区内）での発生に備え、国の基本的対処方針を踏まえ、臨時休業の基準を検討する。
- 幼稚園、保育施設等における手洗い、マスク着用、咳エチケット等の徹底など感染予防策について注意喚起を行う。
- 国内発生以降、発生段階に応じて国の基本的対処方針を踏まえ、事業者や区民に対し、施設利用者への手洗い、発熱等の症状がある施設利用者の利用制限、催物や不要不急の外出の自粛等の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。
- 政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、施設の使用及び催物の開催を制限又は停止の要請、区民へ外出自粛等の要請をする場合もあること、また、これに伴い平常時より一部のサービスが低下することを、事前に周知し、理解と協力を求める。

<水際対策>

- 国から依頼があった場合は、入国者に対する疫学調査等について協力する。
- 発生国からの帰国者や渡航者に対し、国の方針の下、保健所は健康観察を行う。
- 海外渡航者向けには、ホームページ等により、国からの発生国の感染に係る注意情報の提供及び注意喚起を行う。

(5) 予防接種

事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう準備を開始する。

国は、必要な量のワクチンを確保し、速やかに供給する準備を行うとともに、特定接種及び住民接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等の疾病に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮ったうえで決定する。

国は、住民接種の際に優先すべき順位について、重症化しやすい者等の当該疾病に関する情報を踏まえ、基本的な考え方を決定する。

パンデミックワクチンが全国民に接種可能な量が製造されるまで一定の期間を要するが、一定程度の供給が可能になり次第、優先度の高い者から関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、都及び区は接種開始時期・接種場所等の接種に関する情報提供を開始する。

住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、原則として、板橋区の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

緊急事態宣言がされている場合においては、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。

- ワクチンの円滑な流通に向けて、国及び都から情報を収集する。
- 全区民が速やかに接種できるよう、集団的接種を基本として、具体的な接種体制をとれるよう準備する。
- 国及び都と連携し、特定接種が実施される場合に備えるとともに、特措法第28条に基づき、区職員等の対象者に対する接種が決定された場合、厚生労働省からの指示により、接種を実施する。

(6) 医療

専門外来の速やかな開設と新型インフルエンザの罹患が疑われる患者の受入れについて、都が感染症診療協力医療機関に要請する。感染症診療協力医療機関は、速やかに専門外来を開設する。

専門外来は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を保健所職員に速やかに提出する。保健所職員は東京感染症アラートに従い、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。専門外来の受診者は、相談センターからの紹介に限定するため、区民には専門外来の開設場所を非公開とする。

- 専門外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があるため、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じたうえで、診療にあたるよう体制の整備を依頼する。
- 専門外来及びそれ以外の医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう依頼する。
- 国及び都から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品・生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、都と連携して適切な行動を呼び掛ける。
- 都の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 国内発生早期（都内未発生）

<国内発生早期の状況>

- 東京都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

<対策の目的>

- 1 都内（区内）での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 発生道府県からの情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

<対策の考え方>

- 1 都内（区内）での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを低くし遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 3 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

<主要7項目の個別の対策>

| | | | |
|---|------------------|-----|-----|
| 1 | サーベイランス・情報収集 | ・・・ | 41頁 |
| 2 | 情報提供・共有 | ・・・ | 42頁 |
| 3 | 区民相談 | ・・・ | 42頁 |
| 4 | 感染拡大防止 | ・・・ | 43頁 |
| 5 | 予防接種 | ・・・ | 43頁 |
| 6 | 医療 | ・・・ | 44頁 |
| 7 | 区民生活及び経済活動の安定の確保 | ・・・ | 44頁 |

(1) サーベイランス・情報収集

- 平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。
- 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等の発生状況等について情報収集する。

(2) 情報提供・共有

① 区民及び事業者への情報提供

他の道府県で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況等を迅速に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な媒体を活用した広報を行う。

- 国内での新型インフルエンザ等の発生及び国内発生早期への対策の移行について、区民に周知し、区民への感染予防策の励行を呼び掛ける。

また、発生状況など国の最新情報を、区のホームページやツイッターなどの広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、区民に情報提供する。

《海外発生期と同様の対応》

- 区の報道発表を「板橋区新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理し、都及び区全体の対応をわかりやすくするため、区ホームページにも本部報を再掲し、情報を集約する。

- 事業者に対しては、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は必要に応じて特措法に基づき施設の使用制限や催物の開催制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。

- 外国人に対しては、(公財)板橋区文化・国際交流財団や民間等の協力を得て、情報提供する。

- 高齢者や障がい者等に対しては、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。

② 関係機関への情報提供

- 医療機関等の関係機関に対し、迅速に最新情報を提供するとともに、都内(区内)発生後の対応策について協力を依頼する。

(3) 区民相談

- 引き続き、相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

(4) 感染拡大防止

学校、幼稚園、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

<感染拡大防止策の準備>

- 手洗い、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を引き続き推進する。
- 区内の学校、幼稚園、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。
- 発生した道府県の感染者の重症度等を国や都から情報収集し、都内（区内）発生後の区の感染拡大防止策の対応レベルを検討する。
また、感染リスクが高い施設について、都の方針に基づき、都内発生時の対応を準備する。

《海外発生期と同様の対応》

- 政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、施設の使用及び催物の開催を制限又は停止の要請、区民へ外出自粛等の要請をする場合もあること、また、これに伴い平常時より一部のサービスが低下することを、事前に周知し、理解と協力を求める。

<水際対策>

- 発生地域への渡航自粛について、風評被害を惹起しないよう留意しながら、区民に呼び掛ける。

(5) 予防接種

- 事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。
- 緊急事態宣言がされている場合は、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。
- 特定接種については、国や都に協力し、登録事業者への接種に関する必要な支援を行うとともに、必要に応じて区職員等への特定接種を継続する。

(6) 医療

専門外来において、新型インフルエンザの罹患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。

- 患者の増加に備え、新型インフルエンザ患者に対応する病床確保に向けた院内調整を開始するよう、感染症入院医療機関をはじめとする一般医療機関に依頼する。
- 検査結果等から新型インフルエンザ等患者と確定された場合は、感染症法に基づき、保健所は入院勧告及び移送を行う。

《海外発生期と同様の対応》

- 専門外来及びそれ以外の医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう依頼する。
- 国及び都から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障がい者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での発生、流行に備えた準備を依頼する。

- 高齢者や障がい者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を進める。

《海外発生期と同様の対応》

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品・生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、都と連携して適切な行動を呼び掛ける。
- 都の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう引き続き準備を進める。

4 都内発生早期

<都内発生早期の状況>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

<対策の目的>

- 1 区内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを低くし遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内で発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、積極的な感染拡大防止策等を実施する。
- 2 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関等を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関等での院内感染防止対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、区民生活及び経済活動の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施する。

<主要7項目の個別の対策>

- | | | | |
|---|------------------|-----|-----|
| 1 | サーベイランス・情報収集 | ・・・ | 46頁 |
| 2 | 情報提供・共有 | ・・・ | 46頁 |
| 3 | 区民相談 | ・・・ | 47頁 |
| 4 | 感染拡大防止 | ・・・ | 47頁 |
| 5 | 予防接種 | ・・・ | 49頁 |
| 6 | 医療 | ・・・ | 49頁 |
| 7 | 区民生活及び経済活動の安定の確保 | ・・・ | 50頁 |

(1) サーベイランス・情報収集

《国内発生早期と同様の対応》

- 平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。
- 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内（都内）での新型インフルエンザ等の発生状況等について情報収集する。

(2) 情報提供・共有

① 区民及び事業者への情報提供

区民や事業者に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。

- 都知事による「発生宣言」を受け、都内での新型インフルエンザ等の発生を発表し、感染予防策の励行を区民に呼び掛ける。国内での発生状況など最新情報を区のホームページやツイッターなどの広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、区民に情報提供するとともに、風評等による混乱防止を図る。
- 区の報道発表を「板橋区新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、ホームページやツイッター等を活用したリアルタイムの情報提供を強化する。

《国内発生早期と同様の対応》

- 外国人に対しては、（公財）板橋区文化・国際交流財団、民間等の協力を得て、情報提供する。
- 高齢者や障がい者等に対しては、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。

② 関係機関への情報提供

- 医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、区内発生への対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。
- 医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療等に資する情報、国や都及び区の方針を迅速に提供し、専門医療機関（感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関及び感染症入院医療機関）との連絡体制を強化する。

(3) 区民相談

引き続き、相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

また、健康相談以外の様々な問合せが考えられるため、相談の多い問合せ窓口一覧を作成し、ホームページに公表し、各部に寄せられた相談内容を対策本部で共有し、必要な対応を講じる。

○ 学校の臨時休業をはじめ、新型インフルエンザ等の発生の影響が考えられる区の業務について、問合せへの対応は各部が行うが、複数の問合せに一定程度は回答でき、適切に問合せ先を案内できるよう、相談の多い問い合わせ窓口一覧を作成し、ホームページに公表する。

また、各部に寄せられた区民や事業者からの相談内容を対策本部で共有し、必要な対策を講じる。

(4) 感染拡大防止

学校、幼稚園、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策を徹底するよう呼び掛ける。業界団体等を経由し、又は直接、区民、事業所及び社会福祉施設等に対し、正確な情報を提供し、感染予防策の励行や従業員の健康管理等を勧奨する。また、区立施設において、率先して感染予防策を実施する。

○ 区内における新型インフルエンザ等患者の発生時において、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。

○ 患者との接触者が関係する地域の学校や通所施設等について、感染拡大の恐れがある場合には、必要に応じて臨時休業を行うよう各設置者等に対して依頼する。

○ 区立学校において、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生徒等への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒等は、手洗い、マスク着用、咳エチケット等を行い、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

また、私立学校についても区立学校の対応の情報提供を行い、必要に応じて、臨時休業を行うよう設置者に依頼する。

○ 幼稚園、保育施設等は、新型インフルエンザ等の疑われる園児について、健康観察を行うとともに、手洗い、マスク着用、咳エチケット、園内の消毒等、感染拡大防止に努める。

○ 区民や事業者に対し、手洗い、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等を勧奨する。さらに、事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を依頼する。

また、国の情報や発生状況、区の対応を説明し、各事業者に感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言を行った場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知する。

○ 国の基本的対処方針等や発生状況を踏まえ、感染リスクが高い施設に対する感染拡大防止策（発熱等の症状がある人の入場禁止、施設の使用制限及び休業）の協力を依頼する。また、区民に不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

○ 区の施設及び区が主催する催物において、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を求める。

○ 区の関連団体にも、集客施設や催物において、感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

○ 区の施設内で業務を行う事業者にも、各施設で行う感染拡大防止策の協力を依頼する。

(5) 予防接種

《国内発生早期と同様の対応》

- 事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。
- 緊急事態宣言がされている場合は、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。
- 特定接種については、国や都に協力し、登録事業者への接種に関する必要な支援を行うとともに、必要に応じて区職員等への特定接種を継続する。

(6) 医療

専門外来において、新型インフルエンザの罹患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。保健所が入院勧告した際には、感染症指定医療機関は、感染症病床に患者を受入れる。

- 都は、患者の増加に備え、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受入れ等において、感染症地域医療体制ブロック協議会において事前に策定した地域医療確保計画に基づき、広域的に連携を図るよう医療機関に要請する。
- 保健所は、入院勧告した際には、発生した新型インフルエンザ等の感染性や病原性、患者の症状や全身状態などを勘案し、東京消防庁又は民間搬送事業者に依頼して感染症指定医療機関に移送する。ただし、東京消防庁に移送を依頼する場合は、都と調整する。
- 新感染症の場合、患者の感染症指定医療機関への移送は、都が締結している「感染症患者移送専用車両の運行等に関する協定」に基づき、原則として都が東京消防庁に依頼して感染症患者移送専用車両により行う。

《国内発生早期と同様の対応》

- 国及び都から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

① 区民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障がい者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での流行に備えた準備を依頼する。

○ 区民生活を支える事業を継続できるよう、業務継続計画等により、区の業務を継続する。業務継続計画の実行時期及び対策のレベル等については、区対策本部において決定する。

○ 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保する。

《国内発生早期と同様の対応》

○ 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品・生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、都と連携して適切な行動を呼び掛ける。

○ 高齢者や障がい者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を進める。

② 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働するよう依頼する。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に収容するため、臨時医療施設とは別の公共施設を使用する準備を行う。

○ 都と連携し、国内での重症化率、致死率等の情報収集を行い、急増する新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、可能な限り火葬炉を稼働し、火葬する準備を行う。あわせて、事業者に対しても火葬炉の稼働を依頼する。

○ 都内感染期における死亡者の急増に備え遺体の一時収容所として使用できる施設のリストを作成する。

○ 遺体収容所の設置及び運用の準備を行う。

5 都内感染期

<都内感染期の状況>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

<対策の目的>

- 1 医療提供体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 区民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるように、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 4 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。
- 6 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

<主要7項目の個別の対策>

| | | | |
|---|------------------|-----|-----|
| 1 | サーベイランス・情報収集 | ・・・ | 52頁 |
| 2 | 情報提供・共有 | ・・・ | 52頁 |
| 3 | 区民相談 | ・・・ | 53頁 |
| 4 | 感染拡大防止 | ・・・ | 54頁 |
| 5 | 予防接種 | ・・・ | 55頁 |
| 6 | 医療 | ・・・ | 55頁 |
| 7 | 区民生活及び経済活動の安定の確保 | ・・・ | 57頁 |

(1) サーベイランス・情報収集

都内感染期には、患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死亡者に限定した情報収集が重要となる。

- 東京感染症アラートによる全数検査の中止
地域での流行が拡大した時点で、専門外来を中止するとともに、東京感染症アラートによる全数検査を中止する。
- クラスター（集団発生）サーベイランスの中止
地域での流行が拡大し患者報告数が増加した（定点医療機関当たり患者報告数1.0人（週）を超えた）時点で、クラスターサーベイランスに伴うウイルス検査を中止する。
- 入院サーベイランスにより、重症化リスクの程度を把握する。

(2) 情報提供・共有

① 区民及び事業者への情報提供

医療提供体制が一般医療提供体制に切り替わるため、医療機関への受診方法等の情報提供を行う。

また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、多様な広報手段を活用して情報提供するとともに、区民や事業者には不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。

さらに、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。

- 対策を「都内感染期」に切り替え、流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛など、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。
- 国内及び都内（区内）での発生状況や、医療機関への受診等のルールの変更など最新情報を区のホームページやツイッター等の広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、区民に情報提供するとともに、風評等による混乱防止を図る。

《都内発生早期と同様の対応》

- 外国人に対しては、(公財)板橋区文化・国際交流財団、民間等の協力を得て、情報提供する。
- 高齢者や障がい者等に対しては、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。
- 区の報道発表を「板橋区新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、ホームページやツイッター等を活用したリアルタイムの情報提供を強化する。

② 関係機関への情報提供

- 医療機関等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応及び最新情報を迅速に提供するとともに、都内感染期の対応を依頼する。
- 医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療等に資する情報、国や都及び区の方針を迅速に提供する。

(3) 区民相談

専門外来の設置を終了した後も、引き続き、相談センターで区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況に応じて変更する。

また、区民や事業者に対し、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、区が実施するイベント等の実施方法の変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、相談体制を強化する。

- 専門外来の終了に伴い、相談センターは、専門外来への振り分けを終了するが、保健医療に関する相談対応については引き続き、平日昼間の保健所開庁時間帯は保健所において、休日・夜間の保健所閉庁時間帯における一般相談に係る業務は都が民間のコールセンターへ委託し対応する。
- 新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、区ホームページに情報を再掲して集約するなど、重要な情報発信は複数で行い、利用者への周知を図る。

(4) 感染拡大防止

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止し、広く区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、必要に応じ、都が都民の不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請・指示等を行うので、都と連携して対応する。

- 学校は、児童・生徒の健康管理に努めるとともに、児童・生徒への手洗い、マスク着用、咳エチケット、校内の消毒等、感染拡大防止を徹底する。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）についての措置を講じる。
- 幼稚園、保育施設等は、園児の健康管理に努めるとともに、園児への手洗い、マスク着用、咳エチケット、園内の消毒等、感染拡大防止を徹底する。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて臨時休園についての措置を講じる。
- 高齢者・障がい者施設等の社会福祉施設に対し、利用者及び施設職員等の感染予防策を強く勧奨するとともに、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、施設の利用制限等の措置を講じる。
- 事業者に対し、手洗い、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤等の感染予防策を強く勧奨するとともに、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
また、集客施設の管理や催物を主催する事業者には、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を呼び掛ける。
- 区民に対し、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の徹底や、不要不急の外出自粛を呼び掛けるとともに、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を求める。

(5) 予防接種

- 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
 - 特定接種が必要な場合については、国や都に協力し、登録事業者への接種に関する必要な支援を行うとともに、引き続き区職員等への特定接種を継続する。
- 《都内発生早期と同様の対応》
- 緊急事態宣言がされている場合は、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。

(6) 医療

<保健医療に関する対策の細分類>

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くして、医療システムの破綻を回避し、新型インフルエンザ等患者の健康被害を最小限に抑えることである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、通常の体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内感染期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類し、記載する。

<第一ステージ（通常の院内体制）>

- 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応する。かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知する。
- 一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入れを行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受入れるよう、医療機関に周知する。
- 重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、区民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。

< 第二ステージ（院内体制の強化） >

- 都は、入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入れが困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう要請し、都内の入院受入体制の強化を図る。区は都と連携して区内の入院受入体制の強化を図る。

また、都はインフルエンザサーベイランスで定点医療機関当たり患者報告数が週当たり 10 人を超え、病床がひっ迫している状態が確認された段階で、特段の措置の実施を要請する。

- 医師会や薬剤師会に対し、区内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう要請する。

< 第三ステージ（緊急体制） >

- インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり 30 人を超えて更に上昇傾向にあり、かつ特段の措置をもってしても病床がひっ迫している状況が確認された場合、都が第三ステージへの移行を判断する。それに合わせて区においても第三ステージへ移行する。

- 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、都と連携して医療機関へ要請する。

- 引き続き、医師会、薬剤師会に対し、区内の重症患者受入可能医療機関に対する支援を行うよう要請する。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

① 区民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障がい者等の要
援護者への支援やごみ処理等について、都と連携して対応を要請する。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品・生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、都と連携して適切な行動を要請する。
- 平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、区民及び事業者にごみの排出抑制について協力を要請する。
- 高齢者等の生活を支える介護事業者等に事業維持を要請する。
- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応を実施する。
- 国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、区民の権利利益を保護する。

《都内発生早期と同様の対応》

- 区民生活を支える事業を継続できるよう、業務継続計画等により、区の業務を継続する。

② 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、火葬場の事業者
に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。

- 急増する新型インフルエンザ等による死亡者に対応するため、可能な限り火葬炉を稼働するよう、事業者に対して要請する。
- 火葬場の火葬能力の限界を超えた場合には、遺体を一時的に収容するため、遺体の一時収容所の確保及び適切な運用を行う。
- ドライアイスを扱う業界に遺体収容所設置時にドライアイスの供給を要請する。

6 小康期

<小康期の状況>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

<対策の目的>

区民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- 1 流行の第二波に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

<主要7項目の個別の対策>

- | | | | |
|---|------------------|-----|-----|
| 1 | サーベイランス・情報収集 | ・・・ | 58頁 |
| 2 | 情報提供・共有 | ・・・ | 59頁 |
| 3 | 区民相談 | ・・・ | 59頁 |
| 4 | 感染拡大防止 | ・・・ | 60頁 |
| 5 | 予防接種 | ・・・ | 60頁 |
| 6 | 医療 | ・・・ | 60頁 |
| 7 | 区民生活及び経済活動の安定の確保 | ・・・ | 60頁 |

(1) サーベイランス・情報収集

平常時に通年実施しているインフルエンザサーベイランスを継続するが、特に新型インフルエンザ等の再流行及びウイルスの変異による病原性の変化に注意する必要がある。

- 新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ等が再流行（1.0人/定点医療機関）するまでの間、都及び関係機関と連携し、クラスターサーベイランスを実施する。

(2) 情報提供・共有

① 区民及び事業者への情報提供

患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表し、区民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供するとともに、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。

○ 都内の流行の終息を受け、対策を「小康期」に切り替え、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除し、区民生活及び経済活動の速やかな回復を、区のホームページやツイッター等の広報媒体のほか、関係機関やメディア等の協力を得て、区民や事業者に呼び掛ける。あわせて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼び掛ける。

《都内感染期と同様の対応》

○ 外国人に対しては、(公財)板橋区文化・国際交流財団、民間等の協力を得て、情報提供する。

○ 高齢者や障がい者等に対しては、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。

② 関係機関への情報提供

○ 医療機関等に対し、患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。

○ 第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達するとともに、各機関等の現状を把握する。

(3) 区民相談

○ 保健所に設置した相談センターは、状況に応じて縮小・終了する。

また、夜間休日の一般相談も終了する。保健所は、通常業務において区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

(4) 感染拡大防止

- 流行の状況を踏まえ、感染拡大防止策の要請を解除する。
また、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。

(5) 予防接種

- 第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。

(6) 医療

- 医療機関等に対して、平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。
- 第二波に備えた医薬品・医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼び掛ける。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

- 区民及び事業者に、平常時の区民生活への回復を呼び掛ける。
- 区役所機能については、状況に応じ平常時の体制に移行する。
また、第二波に備えて業務継続計画の検証や改定を行う。

7 緊急事態宣言時の対応

患者数の増加に伴い地域における医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言（※1）を行ったときは、国の基本的対処方針（※2）及び区行動計画に基づき、住民への予防接種を実施するとともに、都が実施する様々な感染拡大予防策等に連携して対応する。

また、新型インフルエンザ等の感染拡大状況により、区が都に特措法第38条に基づく事務の代行の要請をしたときは、都はその事務を代行する。さらに、特措法第40条に基づく応援の要請をしたときは、都は応援を行う。

なお、政府が都内を対象区域とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

※1 緊急事態宣言（特措法第32条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は恐れがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

※2 基本的対処方針（特措法第18条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

○ 実施体制

国が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、特措法に基づく区対策本部において、区行動計画に基づき必要な対策を講じるよう指示を行う。

※市町村対策本部の設置（特措法第34条）

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

○ 主要 7 項目の個別の対策

(1) サーベイランス・情報収集

(2) 情報提供・共有

(3) 区民相談

- 緊急事態宣言がされていない場合の措置と同様の対策を行う。

(4) 感染拡大防止

緊急事態宣言がされていない場合の措置に加え、以下の対策を行う。

- 学校、保育施設等に対しての特措法第 45 条に基づく都の施設の使用制限の要請・指示に連携して対応する。
- 学校、保育施設等以外の施設に対しての特措法第 24 条に基づく都の感染予防策の徹底の要請・指示に連携して対応する。
- 学校、保育施設等以外の施設に対しての特措法第 45 条に基づく都の感染予防策の徹底及び施設の使用制限の要請・指示に連携して対応する。
- 特措法第 45 条に基づき、都が都民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請した場合には、その周知を協力して行う。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（区市町村単位、都内のブロック単位等）とする。

※特措法に基づく施設制限が想定されている施設

- 区分 1 施設 これまでの研究により感染リスクが高い施設
⇒ 特措法第 45 条に基づき、使用制限も含めて最優先で要請・指示し、その旨を公表する。
 - ① 学校（③に掲げるものを除く。）
 - ② 保育施設、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

○区分2施設 社会生活を維持するうえで必要な施設

⇒ 特措法第24条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行う。
病院、食料品店（百貨店の食品売り場を含む。）、ドラッグストア、銀行、工場、
事務所、公共交通機関等

○区分3施設 運用上柔軟に対応すべき施設

⇒ 特措法第24条に基づき、できる限り使用制限以外の措置について協力の要請
を行う。感染拡大の状況に応じ、必要な場合には、特措法第45条に基づき、
使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表する。

（③から⑬までは、建築物の床面積の合計が1000㎡を超えるもの）

- ③ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これら
に類する教育施設
- ④ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ⑤ 集会場又は公会堂
- ⑥ 展示場
- ⑦ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機
器その他衛生用品又は燃料等その他生活に欠くことができない物品として厚生
労働大臣が定めるものの売り場を除く。）
- ⑧ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ⑨ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- ⑩ 博物館、美術館又は図書館
- ⑪ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- ⑫ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- ⑬ 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- ⑭ ③から⑬までに掲げる施設であって、1000㎡を超えないもののうち、厚生
労働大臣が定めて公示するもの

(5) 予防接種

○ 国の基本的対処方針を踏まえ、区民に対し、特措法第46条の規定に基づき、
予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種としての住民接種を実施す
る。

(6) 医療

- 区は緊急事態宣言がされていない場合の措置と同様の対策を行う。
- 都は、国及び区と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療提供体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。
臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

緊急事態宣言がされていない場合の措置に加え、以下の対策を行う。

- サービス水準に係る区民への呼び掛け
事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、区民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼び掛ける。
- 生活関連物資等の価格の安定等
区民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
また、必要に応じ、区民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図る。
- 要援護者への生活支援
国及び都と連携し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。
- 埋葬・火葬の特例等
火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を収容する施設等を直ちに確保する。

○ 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定した場合には、関係者に周知する。

○ 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要だと考えられる場合に、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、事業者へ適切に周知するとともに、相談窓口を設置する。

【用語解説】

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

現在、中国や韓国で発生している「鳥インフルエンザ」は、鳥から人へは感染例があるが、人から人へ感染しやすい状況ではないので、新型インフルエンザではない。ただし、ウイルスが新型インフルエンザへ変異する可能性が否定できないため、引き続き注意が必要である。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行のことをいう。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、これまでに存在していなかったウイルスであることからほとんどの人が免疫をもたず、人から人へ効率よく感染し、世界中で大流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、日本ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

- サーベイランス
見張り、監視制度という意味。
特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われる。

- インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）
指定された医療機関において、インフルエンザ様症状で受診した患者の週毎の数を調査し、流行状況を公表するもの。

- ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス）
指定された医療機関において、患者からの検体提出を受け検査を行い、流行しているウイルスの亜型や薬剤耐性の有無を監視するもの。

- クラスターサーベイランス（集団発生サーベイランス）
感染のみられた集団（クラスター）を早期に発見するため、一定の大きさの集団を対象に、その集団内における患者の発生動向の報告を行ってもらい、状況を監視するもの。

- 東京感染症アラート
新型インフルエンザ等について、感染地域からの帰国者等の疑い例の医療機関報告を受け、速やかに必要なウイルス検査を実施することにより、患者の発生を迅速かつ的確に把握する東京都独自のシステム。

- 新感染症
新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

- 病原性
新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

- 緊急事態宣言
内閣総理大臣である政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により、

甚大な影響を及ぼし、又は恐れがあると認めるときに、対象区域、実施期間等を定め
て行うもの。最小でも都道府県単位、状況により隣接する複数都道府県が指定される。

○ 臨時の予防接種

緊急事態宣言がされているときに行う住民接種。

住民の接種努力義務があり、予防接種料金は公費負担となる。

○ 新臨時接種

緊急事態宣言がされていないときに行う住民接種。

住民の接種努力義務がなく、住民税非課税世帯などの低所得者以外の方は、予防接
種料金が自己負担となる。